少 対 第 ２ １ １ 号
平成２８年 ６ 月２８日

市 町 村 児 童 福 祉 主 管 課 長　様
地域振興局健康福祉（環境）部長　様

新潟県福祉保健部少子化対策課長

新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号）の全部改正等について（通知）

日頃、児童福祉行政に御尽力、御協力いただき感謝申し上げます。

国においては、喫緊の課題である保育の担い手の確保のため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第２号）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）を一部改正し、平成28年４月１日以後、当分の間、認定こども園における職員配置について特例的運用を可能としたところです。

これを踏まえ、「新潟県認定こども園の要件等に関する条例」を全部改正するとともに、「新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則」を一部改正し、公布日（平成28年６月28日）から施行するので、通知します。

なお、特例運用に係る詳細が今後国から示される予定となっており、これを踏まえ、県の方針について別途通知する予定です。

引き続き、条例等を遵守し、適正な施設等の運営を行うようお願いいたします。

市町村においては、管内の関係者に対して遅滞なく周知するよう配意願います。

《添付書類》

○　認定こども園における職員配置に係る特例について（通知）
○　平成28年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号
○　平成28年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号
○　新潟県認定こども園の要件等に関する条例（改正後全文）
○　新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（新旧対照表）

担　当：新潟県福祉保健部少子化対策課
保育支援係
ＴＥＬ：025-280-5215